

令和6年11月26日（火）

於・農林水産省8階 中央会議室

水産政策審議会資源管理分科会

第12回くろまぐろ部会

議事速記録

水産政策審議会資源管理分科会

第12回くろまぐろ部会

議 事 次 第

日時：令和6年11月26日（火）

13：30～15：11

場所：農林水産省8階 中央会議室

1 開会

2 議事

- （1）資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメントの結果について（報告）
- （2）令和7管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について
- （3）その他

3 閉会

午後 1 時 3 0 分 開会

○漁獲監理官 それでは予定の時刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会資源管理分科会第12回くろまぐろ部会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務的な御案内ですが、本日の会場は委員の皆様の前、マイクが間に用意されておりますので、共有の形で御使用いただきたいと思います。

また、ウェブ会議で山川部会長に御参加いただいておりますけれども、Webexのマイク機能をオンにした上で御発言をお願いしたいと思います。それ以外のときはミュートの状態にしてくださいますようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合には画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

続きまして、傍聴される皆様へ御案内です。あらかじめ傍聴申込要領を御確認いただいた上で申込みを頂いておりますが、御留意いただきたい点について幾つか改めて御案内いたします。

オンライン会議システム、P C、I Cレコーダー等による録画、録音はお控えください。報道関係者の方は冒頭カメラ撮りとなりますので、後ほど、冒頭カメラ撮りはここまでですと改めて御案内いたします。傍聴中は静粛をお願いいたします。ごみは全てお持ち帰りください。その他、部会長及び事務局員の指示に従ってください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、部会の定足数は過半数とされております。本日はくろまぐろ部会委員7名中6名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の部会は成立いたしておりますことを御報告いたします。

では次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず初めに議事次第がございます。その後、資料の一覧がございます。その次が、資料1、資源管理基本方針（別紙2－1くろまぐろ（小型魚））新旧対照表になります。資料2、資源管理基本方針（別紙2－2くろまぐろ（大型魚））新旧対照表になります。資料3、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）になります。資料4、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について新旧対照表になります。

資料5は参考資料でございますが、我が国漁獲枠の増加率についてになります。資料6も参考資料で、今後のスケジュールについてになります。資料7、これも参考資料ですが、太平洋クロマグロの資源管理についてになります。資料8、参考資料ですが各都道府県への配分についてになります。

資料は以上になります。資料に不備等ございましたら、事務局の方にお申出をお願いしたいと思います。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮影の方は御退席をお願いいたします。

それでは、ここからは山川部会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山川部会長 部会長の山川でございます。

本日はオンラインでの参加となってしまいまして、申し訳ございません。委員の皆様にはいろいろと御不便をおかけすることになるかもしれませんが、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、まず議題（1）の資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメントの結果について（報告）に先立ちまして、まずは事務局から、前回の部会で委員から出た意見について説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室の赤塚です。

私の方から資料5について説明します。表題が「我が国漁獲枠」の増加率と書いてある一枚紙です。

この資料は、前回のくろまぐろ部会において木村委員から頂きました、WCPFCで決定された漁獲上限と小型魚から大型魚への漁獲枠の振替が分かるような資料があった方が良いのではないかと、そういう御意見を頂きまして、それを受けて作成したものです。

では、説明に入ります。

まず、WCPFC北小委員会で先日合意されました漁獲上限の増加ですけれども、小型魚が1.1倍、大型魚が1.5倍となっています。これを令和6管理年度の基礎配分、この合計からの増加率で見ますと小型魚が1.24倍、大型魚が1.35倍と、この赤字で示した形になっています。

この差が生じた原因ですけれども、小型魚の442トン大型魚に振り替えたこと、そしてWCPFCのルールに則して振替には1.47という係数が掛かったことで、つまり649.7

トンが大型魚の漁獲上限に上乗せされたことにより生じたものです。この下の図は、そのことを表したものです。

資料5につきまして、事務局からの説明は以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

小型を大型にしたときの、ちょっと僕調べさせてもらうと、0.68と1の総数でそれを割った数字が1.47という数字になると思うんですけども。

まず、この0.68という数字はその根拠は何でしょうか。

○資源管理推進室長 まず、1.47のことからの説明が一番いいかと思うんですけども、これがW C P F Cの方で、いわゆる小型魚の上限を大型魚に振り替えるという議論が行われておりまして、振替が入った当初は1対1だったものです。その後の議論の中で、やはり大型魚への振替によりインセンティブを与えようということで、W C P F Cのルールで係数を乗するということになりました。

その原則……済みません。0.68の根拠というのを答えるものの材料が手元にないんですけども、我々はW C P F Cで決まったことを受けて1.47というものをういたということです。

○日吉特別委員 なるほど。0.68というのは何なんでしょうか。一応0.68で割ると1.47になると思うんですけども。W C P F Cでは何か根拠があって、その1対1から1.47倍にしていると思うんですけども。

○漁獲管理官 W C P F Cの方で、I S Cによる科学的な議論の中で小型魚を大型魚に振り替える際に、その資源の状況を考慮しまして0.68対1で割り戻した形にして振り替えても資源に悪影響を与えないという形で科学的な評価がされていると承知しておりますので、その1割る0.68で1.47という数字が出てきているということになるかと思います。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

数字だけ……これ以上、お答えもう結構なんですけれども。小型から大型に入れたということは、ただ数字上では1.47ですけども、魚価にするととんでもない大きな金額になると思うんですね。これを、まず確認したかったということです。

以上です。

○山川部会長　ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしたら議事を進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

では次に、議題（１）資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメントの結果について（報告）につきまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

私の方から、まず、パブリックコメントを行いました資源管理基本方針の変更の内容について説明いたします。

資料１をよろしくお願いいたします。小型魚の資源管理方針の新旧対照表です。

これ、前回の第11回くろまぐろ部会で一回示させていただきまして、その後、見え消し線と黄色ハイライトで示した部分が、第11回くろまぐろ部会の資料６から事務局の方で変更した箇所となります。

まず、１ページ目です。一つハイライトがあります。

こちらは用語の更なる適正化というところで、「漁獲可能量」という用語を「数量」という用語に変更したものです。

次のページに移っていただきますでしょうか。

こちらは各都道府県への配分の基準に関する部分です。こちらは、ルール of 順番を入替えたとか明確化の目的で、事務局の方で行った変更となっています。これが３ページまで続くところです。

以上が、小型魚について、前回お示ししたところから、事務局の方で変更した箇所の説明です。

続いて、資料２の方に移ります。今度は、大型魚の資源管理方針の新旧対照表、こちらも前回くろまぐろ部会で一度事務局から説明していきまして、同じく見え消し線と黄色ハイライトで示したものが、この第11回くろまぐろ部会の資料７から事務局の方で変更した内容となっています。

１ページおめくりいただきまして、まず最初に出てくる部分が、小型魚の基本方針同様、用語の適正化を行ったと。それに続いて、各都道府県への配分の基準について、ルール of 順番の入替えや明確化を事務局の方で行った変更となります。

この変更に関する説明をした上で、最後にパブリックコメントの結果につきまして報告

いたします。

これは口頭での報告となります。

この資源管理方針を変更する告示の案についてのパブリックコメントは、10月24日から11月22日までの間実施いたしました。結果、47件の意見を頂戴したところです。

まだ日が浅いこともございまして、まだ推進室限りという段階ですけれども、本日の部会で説明したのから変更はないと考えていますが、水産庁内で頂いた意見を踏まえて最終の案というのを作りまして、こちらを12月11日に開催予定の水産政策審議会第134回資源管理分科会に諮問します。なお、この後審議いただきます配分の考え方の方で更なる改正があった場合には、必要な変更を加えたものがこちらの告示の変更の最終の案となります。

頂いた意見に対する回答につきましては、まず、資源管理分科会において口頭にて説明した後、文書の形では12月末を目途に公表の準備を進めていくこととしています。

事務局からの報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

では特にございませんでしたら、次に、議題（２）令和７管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてに移っていきたいと思います。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

本議事では資料３と資料４を用意しました。

資料３は、前回のくろまぐろ部会で御紹介しました案から事務局の方で一部改正をしたものです。資料４が、現行の「考え方」から改正した箇所を新旧対照表の形で表したものでして、説明は資料４の方を用いて行いたいと思います。

では、資料４の方の御準備をよろしくお願いいたします。

こちらですね。こちらは、前回第11回くろまぐろ部会でお示ししたものです。その後で事務局の方で、この見え消し線と黄色ハイライトの部分で示したのが、新たに加えた改正という構成になっています。それでは、追加で改正した部分を中心に説明をさせていただきます。

3 ページを開けてください。

まず、第12回くろまぐろ部会の開催日ということで今日の日付を入れました。

残る二つの黄色ハイライトですけれども、これも資源管理基本方針と同様に用語の更なる適正化を目途として行ったものです。

関連して1点、改正漏れがありまして、この注の2の④に小型魚の「漁獲枠」という言葉がありますけれども、こちらでもWPCFC上の用語的には「漁獲上限」がより適切だと考えますところ、改正をお願いいたします。

7 ページに移ります。

こちらでも用語の更なる適正化を目的とした改正二つですね。黄色ハイライトで示した形で行っています。

8 ページに移ります。

こちらでも、まずは体裁上の改正であつたり用語の更なる適正化というところについて、各都道府県への配分について、資源管理方針と同様、ルールの順番の入替えや明確化を行いました。こちらが10ページまで続いているところです。

この各都道府県への配分のところですが、文章だけではなかなか分かりづらいので図解したものがあつた方がよいのではないかという御意見を、事前に木村委員から頂いたところです。それを踏まえた資料を用意しましたので、一旦この資料4から資料8に移らせていただきます。

一番最後、資料8、「各都道府県への配分について」です。こちら右側が、左側の「配分の考え方」の各都道府県への配分のところのルールを図示したものです。

図の方でまず説明しますと、まず、この下の方にありますが「基本」というところですね。ここにありますが、都道府県（全体）を基礎比率で配分することがスタートになります。その上に「調整」という段階がありまして、これ全部で二つあります。一つ目が都道府県基礎配分。これは、令和6管理年度の基礎配分を下回る都道府県が出てきた場合には、その基礎配分になるまで調整するという段階です。その後で二つ目の調整として、都道府県別基礎配分からの増加量とか増加率を考慮した調整を行うというものです。

次が、「上乘せ」です。上乘せには全部で三つの枠組みがございます。一つ目は混獲回避を目的として、この1トン未満になる都道府県に対して上乘せを行うというものです。続いて、二つ目が、この漁獲量の管理の困難さの緩和を目的として、大型魚についてこの過去9年の最大漁獲実績と下がる場合に上乘せをする枠組みです。三つ目が同じように漁

獲量の管理を行う困難さの緩和目的ということで、更にこの②までの上乗せ後の数量であっても事務局の方で少ないと考える都道府県に対して、上乗せを行うものです。最後が、その③までやっても、まだこの過去の超過分の差引きがある影響がある、そういった都道府県に対して上乗せを行うというものです。これらは全ての都道府県が対象ではなくて、それぞれ定められた要件に該当するものとして上乗せするものですので点線で囲っています。

最後が、管理年度中に追加配分を行うものとして、全部で三つの枠組みがございます。

一つ目が、前の管理年度に譲渡を行った都道府県に対して追加で配分するもの。二つ目は、漁獲可能量の有効利用を目的として、前の管理年度の消化率が高い都道府県に対して追加配分するもの。最後が、小型魚から大型魚、先ほど転換の話をしましたが、そういった転換の枠組みに参加する漁業者に対するものとして、都道府県に追加配分をするものです。こちらもしずれも全ての都道府県ではなくて該当する場合に行うものですので、点線で示しています。

以上が、資料8の説明で……、ごめんなさい。1点忘れていました。

左側、赤字の太字下線で示していますけれども、「これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行う」ものとしています。

資料8の説明は以上です。

また資料4の方に戻っていただきますよう、お願いいたします。

資料4の今度は10ページです。

この10ページも、用語の更なる適正化ということで改正を加えたものです。

続いて、13ページを開けていただけますでしょうか。

ここも三つ、ハイライトを付けているところです。上二つは、用語の更なる適正化を目的とした改正です。最後は、資料8で触れました、各都道府県への配分において、小型魚の漁獲の削減を目的として漁獲の対象を大型魚に転換するための国の枠組みに関連する改正です。細かなところはまだ事務局の方で詰めているところですが、要望調査と違う手段でこういった振替を行うことを想定していますので、「等」を付けたところです。

では、14ページをお開けください。

最後は、「8. その他」のところですが。配分の考え方の6と7、いわゆる肝となる部分ですね、何を基準とするか、こういったものを考慮するのかという部分ですが、この見直しに際しての考慮事項について、この部会での議論を踏まえて追加したものです。

具体的には、「漁獲」というのと「各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い」というものを追加したものです。

以上が、前回のくろまぐろ部会で審議いただいた改正の案から、更に事務局の方で追加した部分についての説明です。

今後の取扱いですけれども、本日の審議を経て取りまとめたものを12月11日の水産政策審議会第134回資源管理分科会に報告し、分科会で審議、議決していただくことになりました。

事務局からは説明は以上です。

審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

今まで何回か同様のことを申し上げておるところでございますけれども、かつお・まぐろ漁業においては、T A C 管理が始まった第4 管理期間、2018年に始まったわけですが、その際、W C P F C の2002－2004年の平均漁獲を根拠にベースに各漁業の割当てが定められたところがございます。まき網漁業それから都道府県管理、沿岸漁業においては、おおむね100%前後、W C P F C の考え方に沿った配分がなされたところでありますけれども、かつお・まぐろ漁業においては754トンの平均漁獲に対して167トンと、22%ほどの配分にとどまったということでございます。その不公平な配分が5年間続いたということでもあります。その間、計算をすれば約1,200トンほどが、不公平にかつお・まぐろ漁業から奪われたという捉え方をせざるを得ません。また、この5年目というのが2021年でありますけれども、これ、まだ是正がされていなかったというところ、これが基礎比率の計算に含まれると。これでは到底受け入れられない。

これは何度か申し上げたところでありますけれども、まずは公平、公正なスタートラインに立たせてもらうということが、いろんな水産政策の立案、行政官の皆さんも当然ながら、これは公正性あるいは透明性に加えて公平性ということが当然求められるんだろうと思います。不公平な配分があるにもかかわらず、それを正さないということは到底考えられない。我々は受け入れられないと、そのように考えております。

ですから、基礎比率なるものが恐らくは何年か固定されると、2年、3年で頻繁に変え

るものではないというようなことも前回言われております。そういった中で不公平な不正な比率が固定されるということは、到底受け入れられないということでございます。

それから、かつお・まぐろ漁業は、他の漁業に先駆けてI Q管理を行っております。これは内部にやはり先行者の苦勞といたしますか、内部で相当あつれきを生みながらも取り組んでやっております。そういったことが我が国のまぐろ漁業の管理の強化というか、そういった意味合いで国際会議の場でも評価されて、それが増枠にもつながったのではないかと、そのようにも考えております。そういったことも含めて、やはり配分の重み付けに考慮いただきたいと。

まずは、その3点を強く申し上げたいと思います。

○日吉特別委員 各都道府県への配分について、ちょっと御意見させてもらいます。

以前のときも、W C P F Cで一応私たち定置が放流している数字は把握しているとお答えがあったと思うんですね。W C P F Cの場では、把握していないと水産庁はおっしゃっていたんだけど、何か数字持っているじゃんという数字が出ていたと思うんですね。

遡れば三田会館で、今から10年前ですか、宮原さんがやっていたのかな。そのときに、放流をしてくれと。今かつお・まぐろの委員の方もおっしゃっていたI Qを入れたと。すごいことですね。全船、I Qを入れたんですよ。僕らも全部の、北海道から九州までの全ての定置が放流に協力しました。ところが、この配分の考え方にこれが1項目もない。ないとは言わせない。だってW P C F Cで言っていた、放流数を。それが合っているかどうかは僕らは分からないけれども、数字は分からないけれども、前回の審議会では、それは数量を持っているとおっしゃっていた。その持っている数字はここに入っていないわけ。じゃ僕らの、北海道から九州までの僕らの定置の漁業者の努力は10年間、どこにいくんですか。

宮原氏は「死んでもいいから逃がせ」と言っていましたよ、三田会館で。今は、三田会館に出た人なんか多分ここには誰もいないんじゃない。藤田次長ぐらいかな、知っているのは。堪忍してくださいよ。たった10年前の話よ。三田会館でやったことは御存じですよ、福井さんも。多分、関係していなかったかもしれないけれども、沿岸もまき網も養殖の人も全て集まってですよ、すごい会議でしたよ。

そこで約束したこと、今I Qのこともそう。僕は知らなかったけれども、全船I Qやっている。まき網さんもI Qやっているというのは、それ自主管理ですよ。調べると、日本海の5月から7月しかI Qはやっていない、まき網は。太平洋側もI Qはやっていな

いはずですよ、自主管理は。それを言うなら僕らだって漁場別のI Qはやっています。なぜかといったら、すごい小さい枠をシェアして漁獲しなきゃいけないから。

ちゃんと答えてくださいよ。放流していることを、何でここに何も明記もしてくれないの。宮原氏が言っているんですよ。もう一回言います。「死んでもいいから逃がせ」と。何でここに何も書いてくれないの。

前回も、僕言ったはずですよ。京都府の海洋センターがはっきりと出していますよ。小型に関すると、前回のときも言っているはずですけども、小型に関すると10.8倍のホウを放流していると。大型に関すると京都府では3.2倍を放流していると言っているんですよ。それは京都府だけの話ですよ。私の静岡県では、小型魚だけは数字持っていますけれども11倍放流しています。大型も、この間、福井さんが現場で聞き取りしてくれたと思うんですけども、聞きましたよね。伊豆山定置というので200キロものが50から100いたと、そのまま網をれっこしているという話を。今年の2月の話です。それが、単なる漁獲に、ここに何も書いてないで、何で僕、私がここに代表で定置で来ていますけれども、納得ができるんですか。

三田会館のところから話しましょうよ。三田会館で言ったのは、僕らも、ここまで……デモもありました、沿岸漁業の。それは、2,007トンと2,000トンをしたから。何も根拠がないから、それ。今回も同じようなこと。根拠が何もなかったです。あの2,000トンから2,007トン、何に根拠が。今でも、あるなら教えてほしいですよ。そのとき僕らは再三と抵抗した。そのときは、漁獲インパクトという書類を知らなかったから、僕ら抗弁ができなかった。国が何かまき網に有利なことをやっているなぐらいしか。

でも、漁獲インパクトのことにちょっと戻る……いいですか。僕ちょっと話していても。

この資料7の4ページ目ってください。各漁業が親魚量に与えるインパクトと書いてあります。正確には僕も余り、漁師でね、利口じゃないもので。この間、この委員会で漁獲インパクトの話が出て、相当ちょっと、ちょっとのぞきました。知っている人に授業も受けた。正確には、これは各漁業が親魚に対して与えた影響の割合ですよ、この数字は。それでいいんですか。

赤塚さん、それでいいんですか。そうですね。

じゃ、よく見てください。インパクトを与えたという下のグレーの小型の対象に、西部太平洋のまき網。前回も僕この福岡の話をさせてもらいましたけれども、1990年代になって、これが富士山の裾野より……僕は静岡なので一応富士山の裾野と言わせてもらいます

けれども、はるかいきなり急激に上がっていますよね。このインパクトは、誰でも認める急激にです。それと、2013年ぐらいにいきます。2013年ぐらいにいくと、そのインパクトはもうレッドリストだと宮原さんは言いました。三田会館が始まったのは、その辺です。レッドリストになるから、皆さん放流も、死んでもいいから放流をしてくれと、特に定置にも相当なことは言いました。

今、2015年から管理が始まって、まだ10年そこそこしかありませんよ、この管理。漁獲インパクトが高かった漁業に、何で一番初めに。果実がちょっと実った程度、まだたわわになっていない。何で、その漁業に対して、その果実はあげるんですか。これを抗弁ちゃんとしてください。インパクトは高いですよ。

W C P F C って、そんなに俺は英名で言いたくないですよ、中部太平洋何とか何とか。そんなのも、この数字じゃないですか。これでやっていますよね。これで増枠、僕ら取ったんじゃないですか。取ってくれたんじゃないですか、この数字で。このやつですね。みんな同じじゃないですか、全く同じやつ。それなのに、このことを何も配分に反映させていない。それはないよ。申し訳ないけれども。

今まで僕ら漁師はばかだから、利口じゃないからさ。利口って、私は社会に交ざっていて、それなりの海に関してはプロだけれども。今まで僕ら漁師は数字だけで言っていた、水産庁に対して。そうじゃない。この数字を見れば明らか。前回、僕はそれを言えればよかったけれども、全然分からなかった、インパクトって。この委員会で、インパクトの話が初めて出た。何だ、インパクトと見たら、W P C F C で教科書みたいに扱っているじゃん、ここ。これが全てじゃん。

だとしたら、この今3ページにあるこのやつでいくと、確かに沿岸もじゃインパクトないかということ、沿岸もあります。青いところが沿岸だから。でも、1970年から、この表を出していますけれども。これ、1950年いってもこのぐらい、沿岸のインパクトというのは。戦後、多分増やせよと増産、増産でやっている。たんぱく源がない時代に、沿岸も沖合の人もいっぱいその漁をしたと思う。まず絶対数の漁業者数が違うから、沿岸の。今より多分何十倍もいたはず。そのときのインパクトは、まだこれずっと続くんですよ。

ちょっと沿岸で残念なインパクトがあったことがあります。それは、はえ縄でした。マグロ養殖がはやり始めて、西の方でこの小さいのを獲った。これはインパクトを与えたでしょう、沿岸でも。でも、そのマグロ養殖も実は大きな資本が管理している資本。水産庁が管理している生けすとか、要は管理していますよね。そういう漁業でインパクトがあっ

た。

相対的に言うと、まだまだしゃべりたいけれども、まず、この都道府県への配分に放流実績が何も書いてくれていない。くどいけれども、もう一回言うよ。おたくの親方が言ったのよ、死んでもいいから放流しろと。で、僕らはそのときに難しいと言った。だけど、それから10年たってスキルが上がって、ほぼ生かして放流できるようになった。このことが何も、俺らは何も考慮されなければ、僕はどうやって帰るのよ。定置代表でここにいて、沿岸代表で。

あと沿岸のはえ縄の人だって縄は切っているはず、1本も釣れないんだから。1本しかその船は釣れない、都道府県の配分は。縄切っていますよね。このことも全然考慮されていない、定置以外の沿岸の。その縄を切るということはすごいことですよ、漁業にとっては。そういうことも何もここ考慮されていないなら、納得なんかできるわけがない。

入れてくださいよ、ここに。都道府県への配分のところに、ちょっとでも。放流実績というのは、WC P F Cで言っていますよね。その数を入れてくださいよ、ちゃんと。せめて考慮するぐらいは入れてくださいよ。お願いします。

○山川部会長 ただいま齋藤委員と日吉委員から御意見頂きましたけれども、まずそれに関しまして水産庁の方から何かコメントございますでしょうか。

○三浦委員 すみません。座長。同じインパクトのところでの意見なので、私からも意見いいですか。

○山川部会長 はい。三浦委員、お願いします。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

今、日吉委員が言ったことの主旨というのは、クロマグロの漁獲枠の管理において、定置網では放流等に物すごい犠牲と努力をかけてきました。その漁獲枠を守るための管理に対しての若干の配慮について、今回の配分では書いてありますが、入網したクロマグロを逃がすということは、本来水揚出来るはずだったものを放流するので、非常に大きな経営的・経済的なインパクトがあります。それは、はえ縄漁業も一緒です。混獲したクロマグロを、縄を切ってばんばん逃がしていく。そういった取組による努力、苦勞に対する配慮はあっても経済的な損失に対する配慮がないので、そういう経済的損失に対する配慮をしっかりと加筆してほしいということだと思います。

また、この資料7の4ページの親魚資源にあたえるインパクトの表です。このグラフを見ていくと、まき網漁業がクロマグロ資源に与えたインパクトの大きさというのは明白に

なっているということです。そうした中、クロマグロは寿命が約20年だと言われている中で、たった10年間しかまだ資源管理を行っていません。このような中において、親魚に与えるインパクトが大きかった漁業も含めて、10年間資源管理を実施し、マグロが増えてきたから、もう関係する漁業種類の全てに漁獲枠を配分していくという考え方は、疑問を覚えます。

本来の資源管理というのは、資源を持続的に利用し続けるためには、これ見ると、1990年見てください。まき網がまだ小型魚の漁獲を始める前の1990年代の漁獲インパクトは、まき網漁業1に対してほかの漁業3ぐらいになっています。資源を持続的に利用し続け、まき網漁業も抑制をしながらこの状態にもっていくことが本当の資源管理であるという有識者もいます。

そういった意見を踏まえると、関係する記述が一切触れられておらず、実績配分的なものを中心とした配慮などを説明していても、我々沿岸漁業者、はえ縄も含めて、この内容は納得できる内容ではないということを、齋藤委員と日吉委員が言ったんだと私は思っています。

それも含めて御回答を願いたいということです。

○山川部会長 では、ただいま、お三方から御意見頂きましたけれども、それに対しまして水産庁の方からコメントよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

まず、齋藤委員から、今日も含めまして、この3回のくろまぐろ部会でこのことについて御意見頂いたところです。

基本的な配分の考え方に則して回答させていただきます。先ほどの資料4の、まずは8ページです。「②大型魚」のところですよ。

ここの今回の第1回のときに我々事務局から過去3年の直近の実績を使ったときの試算結果を示したとき、確かに齋藤委員が御指摘されたとおり、かつお・まぐろ漁業の数量は現行の配分基準を用いた時よりも下がってしまうということは記憶にあるかと思います。そのことを踏まえて作ったものがこの「②大型魚」の部分です。具体的に、令和6年のWCPFCにおける日本の漁獲上限に相当する数量5,614トンについては、基礎比率を用いて配分する。そして、残りの漁獲可能量ですね、この2,807トンについては、基礎比率によらず都道府県に配慮して配分するという部分と、大臣管理区分の間での配分については基礎配分からの増加や増加率を考慮して必要な調整を行うということです。

今日は「配分の考え方」の案について、ここで審議頂くものですが、この後で、この考え方の案に則して出す数量は、「必要な調整」を行ったものをお示しすることになります。我々の考えとしては、このお示しをする数字は、齋藤委員から発していただいた御意見、I Qを率先して導入したことも含めての答えになるものと考えています。

2点目、日吉特別委員から頂いた放流のところですね。まず、この部会で私が申したのは、放流のデータについては、いわゆる放流事業を行う者として、事業に参加されている方から情報を頂いているということです。放流支援事業ですね。都道府県によってはそこから頂いているものはあるということを説明したところです。

その上で、配慮について、この「配分の考え方」の案のどこに表れているかと申しますと、7ページに戻ります。令和7管理年度以降の配分の基本的な考え方、この前文ですね。

前文のところで、この下から3行目ですね、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮する、ということを、正に一番最初の一丁目の一番地に持ってきたところでもって、日吉特別委員から頂いた定置の方々を含めた放流に対する努力を、「配分の考え方」の案に、正にここに謳ったことで応じたと私どもは考えています。

三浦委員からは、この延長で都道府県への配慮、いわゆる経済的配慮の話というところの御意見も頂いたところです。このことについて、「配分の考え方」の案の中では二つ、明示的に沿岸漁業に配慮するということを入れています。

一つ目ですが、また8ページに戻って恐縮です。

「②大型魚」のイの部分です。増枠分2,807トンの配分については、これはもう過去の直近の実績によらなくて、都道府県に配慮して配分するということを明記しているところです。

もう一点で、ちょっと飛んでしまって恐縮ですが、10ページを開けてください。「留保の取扱い」のところです。

ここの3行目です。繰越しの数量ですね。日本全体で繰り越す量の上限は17%です。各大臣管理区分や都道府県の繰越しの上限は10%です。この7%分の差分から生じる数量を含むこの前管理年度の未利用分は国の留保に入れた上で、この配布先は大型魚・小型魚とも都道府県に優先するとしています。その部分で、数量のいわゆるそういったところで配慮するところで、正に三浦委員もおっしゃっていました日本の沿岸漁業者の方、更に沿岸

漁業者の方だけではなく、地域の起爆剤になるという御意見も、この前の部会でも頂いているところです。こういった沿岸小規模漁業者の経営にクロマグロが非常に大きな割合を占めているということで、この今回の増枠に伴い、こういった恩恵が少しでも多くそういうところに届いて欲しいというところで、こういった文言を入れたところです。

最後に、今回の配分において、私どもの基本的な考え方ですけれども、今回の増枠というのは、クロマグロを漁獲される方がそれこそ一丸となってTAC管理に厳格に取り組んだ結果、回復目標を達成して、それによってWCPFC北小委員会で増枠が認められたところです。その増枠というのは、この今回審議いただく「配分の考え」に則して努力した関係者の全ての間で分かち合うというところが大事なところじゃないのかなということ、私ども考えて、基本的な考え方として、そういうことでもって「配分の考え方」の案を作りました。その上で「配分の考え方」の案の中には沿岸漁業に配慮するという文言を盛り込んだところですし、更に混獲回避でものすごく苦勞されているところもちゃんと配慮するということを令和7管理年度以降の配分の基本的考え方の正に前文のところで明記することで、この部会で頂いた御意見に私たちとしては対応したものだという認識で、今日、案をお示ししたところです。

以上です。

○青木委員 青木です。

今までインパクトの件など意見がありましたので、私からも幾つか意見、まき網側として述べさせていただければと思います。

前回、提出していただいた漁獲インパクトの絶対値の表は今回の部会ではなくなってはいるんですけれども、近年では、まき網のインパクトというのはかなり減ってきているというのは事実であります。今この資料7に載っているインパクトの表を見ても、これ、どこの位置で捉えればいいのかというのは、それぞれの採り方によると思うんです。

先ほど三浦委員からも言われましたけれども、1990年頃ですと、それこそもう半分ぐらいは沿岸漁業さんにとってはインパクトありましたし、この頃も資源は少なかったはずで。そういったところで、どこで採るかによって考え方が違ってくるというのはあるかとは思っています。それがインパクトに関する意見です。

あとは資料4の8ページですね。

左側の小型魚に関する意見なんですけれども、これは前回もちょっとお伝えしたんですけれども。今まで資源管理をしてきて小型魚の漁獲をどんどん少なくしていったと、自主

的なIQ管理もやって小型魚は混獲用という用途だけで使ってきたと。それは西側の種苗以外のところなんですけれども。そういったところで満枠まで獲らないように獲らないように、今までしてきたつもりです。そういったところで、今からは過去の実績によって数量が決まってしまうというそこは、やはりちょっと資源管理の考え方としては違うのではないかという意見はいまだに持っております。

あと大型魚の、同じところの②のイの部分ですね。今回の増枠分相当2,807トン基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分すると、この配慮はもちろんなくてはならないと思うんですけれども。その配慮はどのようにするのかというところもある程度、もし言葉にできるなら明記していただければいいのではないかなというふうに思います。

取りあえず今のところは意見は以上です。

○山川部会長 では、先ほどの水産庁からの回答に関しまして、もし何か追加で御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○青木委員 すみません。追加で、ごめんなさい。度々すみません。青木です。

もう一点。これも、もう一度ということになるんですけれども、第1回の、今回の前々回のくろまぐろ部会のときに、9点ほど、この管理が始まったときからまき網が融通してきた点というのが大きく9点あるんですけれども、細かい部分もほかにもありますし、そういったところも考慮していただいて、この融通の範囲というのを決めていただければと思います。

あと、すみません、もう一点、先ほど資料8の各都道府県への配分についてということの説明いただいたんですけれども。これはまき網というか個人の意見になるんですけれども、やはり沿岸の方たちで一番苦労されているのは放流されている定置だと思いますので、このくろまぐろ部会とか資源管理分科会で決めることではないと思うんですけれども、各都道府県へいった後、定置の人たちへの配分をなるべく増やしていただければ、漁船漁業よりも更に大きい割合で増やしていただければいいなという個人的な意見でした。

以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

追加で御意見等ございますでしょうか。

○日吉特別委員 青木委員、ありがとうございます。そのことは、ちょっと横に置いて、いいですか。

先ほど私三田会館の話をしましたけれども、くどういようすけれども三田会館でこの管

理が始まりました。今ここにいらっしゃる水産庁の方で多分ここ携わった人は、赤塚さん
もいなかったですけれどもね、いないと思います。10年ちょっと前かな、あのときの根本
を言わせていただきます。

あのとき絶対納得できない4,007トンをはほぼ半分ずつ割ったこと、これは全然納得でき
ないことは今までもずっと続いている、10年たっても。確かにまき網さんから融通しても
らって、特に北海道の南かやべの問題なんかのときに北海道は相当その圧を受けたときに、
そこから配分してくれたものを北海道では使ったということもあると思います。あれはも
う突出的な事故みたいな、悪意もなくやられたんでしょうけれども、そういうことがあっ
て配分というのも沿岸にくるようなことがあって、そこで北海道はどうか、私たち仲間
も操業できたり、釣りの人たちも操業できたりはしました。そのところは、本当に有り
難いことだと思っております。

だけど、僕、前半に言いましたとおり、その配分やっているけれども1.47倍でいくとい
うことは経済効果もう全然違うんですよね。もうはるかに違う。もちろんインパクト的に
は、大きい方を採った方がインパクトとしては少なくなるのは分かっております。

都道府県の配分のやつ、赤塚さんが今説明していただいた混獲管理を目的とするという
のちょっと入っているんですね。ここしか入っていない。実は混獲管理は……本当だった
らこの委員会に証拠動画出したいぐらいです、今持っていますから。先週の北海道の積丹
の映像を持っています。それは混獲じゃない、もうその場でレッコしているんですよ、網
を。マグロも回り始めてブリも一緒にいるから、すごい画像ですよ。先週の積丹の定置の
画像です。それは混獲でも何でもなし、もう操業をやめちゃっているんですよ。そういう
ことというのは結構あります。もう放流はできない、これはと。やっても大変だと。でも、
魚がいるの分かっている、そこで網をれっこして操業をやめるということもよくあるか
ら、ちょっとこの混獲という言葉も、たもですくったり浮子を下げたりするのはそういう
ことはよくやるけれども、もう操業できないということも結構あったんですね、この10年間
に。

やっぱり放流実績を、放流をしていること。先ほど、放流のやつは、月100万円、何か
人件費でもらえるやつでしたっけ。確かそうですね。そのことですね。それで数字は
取れないよ、悪いけれどもあれは。あれで数字なんか取れないですよ。赤塚さん、もう
十分お分かりだと思うんですけれども。

W C P F Cで言っていますよね。放流実績みたいな数字は言っていないですか。あの会議

で、前回のときに数量おっしゃったって言っていなかったですかね。分からなければ、いいんですけれども。

何を言いたいかというと、三浦委員も言っているように、放流をやったこと、例えば近海かつお・まぐろの人もそう、I Qをちゃんと全船I Qは応じたんでしょう。僕もこの席に来るまで余り知らなかったけれども、素晴らしいことじゃないですか。そういう前向きに水産庁の施策に積極的に、私たちもそうだけでも、対応した漁業者がもらえると。

もう一個はこれです。漁獲インパクトで話してください。もう一回、先ほど説明していただきましたけれども、漁獲インパクト、もう一回言わせてもらいますよ、くどいほど。1990年、完全には1995年ぐらいから、いきなりきたんだよ。1990年ぐらいから始まっているんですけれども、それはそんな前じゃないですよ。まき網さんがマグロを獲り始めた。それで2013年ぐらいにレッドリストと言ったのが、あの三田会館なんかのところですよ。で、2015年から管理が始まりました。2015年から、納得できない4,007トンと2,000トン、2,007トンにやったと。これ自体がもう納得できなかったですよ。

それで僕が危惧することは、法的にも納得できなかったですね。福井さん、僕ら沿岸、納得しなかったですよ。デモまで起きました。別にイデオロギーなんか何もない、沿岸をどういうふうにしてくれるんだという。私も参加しました。そういうデモでした。それで、そのときのやつが、あれだけ抵抗してもずっと残っているんです、今でも。2,007トンと2,000トンというのは今でも残っている。僕が心配するのは、今回初めて増枠があった、この比率で僕らが沿岸がある程度妥協しちゃうと、また同じことが起きるかというのは僕以外の沿岸の人は全員そう思っている、北海道から九州まで。だから危惧しているんです。

もう一個。私たちも悪かったとさっき言いました、数量だけで言っていたから。漁獲インパクトのこの表でやってくださいよ、配分を。まだ管理して10年ですよ。たわわに実なんて残っていない。このインパクトが多かった漁業が謙虚になるべき。

もう一個言うと、これも余談になるかもしれませんが。いろんな魚種のステークホルダー会議とかブロック会議、イワシとかサバとか、いるとおっしゃっているじゃないですか。代表の方がいろんな水研の人と色々な話をし、ほかの魚がいると言っているんだから。こんなナーバスな魚、獲らなくなったっていいよ、いるとおっしゃっているんだから。今日来ている福井さんも赤塚さんも出ていないかもしれない、赤塚さんは出ているかな。いると言っているじゃん、サバだって、イワシだって。TACがもっと増やせと言

っているんだから、そっちの魚を獲ればいいじゃん。こんなナーバスな金まで出してくることないよ。というふうに僕は思います。

漁獲インパクトの数字で、もう一度、沿岸の人が分かるようなことをちょっと説明していただければ幸いですけれども。

○三浦委員 先ほど青木さんが発言され、我々もいろいろと協力していると言われましたが、私もこれ何回も意見していますが、クロマグロの資源管理が始まったときに、本来であれば沿岸漁業者というのは傾斜配分等の配慮をされなければいけなかったものの、沖合漁業と同等に漁獲枠が半分には減らされたんですね。特に小型魚に対するすごいウェートを置いていた沿岸漁業の漁獲枠が半分になる一方、まき網漁業は大型魚も獲れたにもかかわらず、小型魚の漁獲枠だけが半分になっており、その経済的なインパクトがどれだけのものか、考えてみたら分かりますよね。その資源管理の入り口ですでに間違っていたものに対して、いや我々協力してきたと言われても、我々は全然そう思っていないですよ。

また、繰り返しになりますけれども、海外ではTACにおける漁獲枠などのに数量を減らすときには沿岸漁業に最大限配慮しながら行っています。実績配分だけで行う国というのは日本だけです。沿岸漁業者は、そういう配分に問題があったんじゃないかと言っているんです。

加えて、先ほどの親魚資源に与える漁獲インパクトの話ですけれども。このISCの報告書には続きがありますよね。今のままの管理を続けたときに漁獲インパクトがどうなるかという推定があります。青木委員は漁獲量を減らしているから漁獲インパクトは減ってきていると言われましたが、報告書の続きを見る限りでは、これ2040年ぐらいまで漁獲インパクトの割合は変わらないんですよ。

そこまでこの報告書に記載されているなかで、そういうことも論じないで我々はみそぎが済んだと言われますが、それは違いますよね。過去、大量のクロマグロ小型魚を獲ったことの影響というのは今後30年、40年続きますよということを、ISCはちゃんと言っているんですよね。そういうことをしっかり考えた中で配分をしてほしいということを我々は言っているだけです。

○齋藤委員 最初の議案の告示の案というのがあったんですけれども、ただ告示の案は配分の考え方の結果によって整合性を取るというか変更するというようなことだったので、そこでは意見言わなかったわけですが、そういう告示になる基礎比率というものは、それが公平な計算をされないということはあるかないかということで、それは再考願いたい

ということですね。

私もかつお・まぐろ漁業を代表するという利益を代表することなので、いささかはバイアスはあるとは思いますが、ただ一方で、たまたま私は、気仙沼港でおおよそ沖合底引き以外ほとんどの漁業を魚市場の中で受け入れております。ですから、現場で各漁業の苦労ということもよく毎朝見ております。そこで働く人からの意見というか不満も受ける、そういったことがままあります。そういった中で、本当に沿岸の方は苦労されております。また、かつお・まぐろ漁業においても、結局1トンそこそこの割当ての中で1回操業で120匹マグロがかかったと。それで十二、三匹しか水揚げできなくて、全部あとは放流。放流というのは、その釣り元のテグスをカットするわけですね。そうすると、針は海に捨てるわけですよ。針だけではいわゆるゴーストフィッシングにはなりませんけれども、ただ相当な損害を受けるわけですね。挙げ句に、その上げた船の上での計量というのはなかなか厳格にはできないところがあって、上げた結果、何十キロかオーバーだったと。それはおとがめを受けて翌年の枠を減らされたとか、そういったことが起こっているわけですね。そういった混獲回避の努力とか、その本当に日々毎朝見ている中で、やっぱり沿岸、流し網、かつお・まぐろ小型の近海、そういった方の本当に苦労というのは、皆さんにはなかなか分かってもらえない部分があると思います。

それで青木委員もいらっしゃるわけですが、私もまき網も受け入れておりますので本マグロの水揚げもございますので、非常に言いづらい面もありますが、まき網の船員さんからは余りそういう何というか、無論マグロの群れがいるけれども見えるけれども獲れないと、総枠がなくなるから獲れないとか、そういった意見は耳にすることはありますけれども、そのやはり、この困窮度というかその度合いは、やはり沿岸、小型漁業、はえ縄漁業そういったものに比べると、本当に悲鳴が上がっているわけです。その辺をどう見てもらえるかということだと思うんですね。

それは皆さん分かっていると思うんですね。だからその辺に対する配慮を考えないようでは、これは本当に日本の漁業管理がどうなんだということになるんじゃないかと思います。

○三浦委員 今、齋藤委員も言ったように、かつお・まぐろのはえ縄漁業は、他のマグロ類を漁獲するためにはえ縄を流しているときにクロマグロがかかってしまうんですね。そうした混獲したクロマグロを逃がしていくなどの努力もしていますが、ほぼ専獲の漁業なので、クロマグロの漁獲枠が減少することへの経営に対するインパクトというのは非

常に大きいんですよ。ほかの漁業であれば、ほかの魚種を獲って補うことができますが、そういう対応ができない漁業に対する配慮は必要だと思います。特にこうやっていろいろ喧々諤々議論した中でI Q管理を初めていて、その結果I Q管理を行ったことによって、今回のW C P F Cでの増枠に対して日本はここまでの管理をやっているということをアピールしたわけですよ。それによって大きな成果を得られたところもあるんじゃないかと、私は思っています。

そうした中で、今回示された案の中にはそういった功績が記載されておらず、その部分は配慮の中に含まれていますということではなく、これまでの取組等を認めた上で新たな配慮を示していただかないと、我々としても分からないですよ。

かつお・まぐろ漁業は、19 t 中心の漁船でカツオ・マグロ類を漁獲していて、ほぼもう沿岸漁業と一緒に、我々は思っています。

以上です。

○日吉特別委員 重複になるかもしれませんが、近海かつお・まぐろの齋藤さんのところの船というのは、今、三浦さんがおっしゃって、僕も漁師で分かるのは、19トンの船で小笠原に行ったり石垣島に行ったり、はたまた三陸沖のはるか遠く行く。もう、これを守ってあげないと日本の漁業ってなくなると思いますよ。

なぜかという、僕らの港にも入るときありますけれども、本当の漁師です。私も漁師だけれども、僕は近場の漁師だからさ。やっぱり多分彼たちの船籍を見るとですね、宮崎県とか高知県が多いですよ。そうすると、多分小さい漁港の要はコミュニティーの人たちが19トンを出立てて、たまたま広域的な漁業だから、広域的な漁場で漁業するから大臣許可になっているわけで、全く顔は僕らと同じ沿岸の人だと思います。また、その小さい地方のコミュニティーを支えている漁業だと思います。

それがこの資源には関係ないといっても、国はそういうことを考えることだと思う。ただ資源の数値だけとか調整だけやっているのは、国の仕事じゃないと思いますよ。その漁村がどうだとかという、ここでよく僕言うけれども場違いかもしれないけれども、これを国が考えないで誰が考えるんですか、僕ら漁師ですか。僕は再三と言っているはずですよ。定置だって、沿岸に唯一、今、漁船漁業がかつたるい中で3,000か所近い定置、漁村にあってですよ。それがやっているんですよ。そういうところに、三浦さんがおっしゃっているように零細漁業者じゃないと思う、僕らは。法人化されていたり漁協自営だから、ある程度資本もある。だけど特に沿岸の小型漁船というのは、もう完璧な零細漁業者ですよ、

一人商売でやっている船というのは。今の近海まぐろの人たちもそうだと思うけれども、同じような感じです。ほぼ同じような北黒瀬に行ったり、八丈島の近海で釣っていたりね。もっと船は小さいですよ、都道府県免許は。10トンもない船で、あんなところへ行っているんですから。ハッチも閉めて大波が来れば全部閉めて、ハッチを閉めて水が入らないように大波に突っ込んで、低気圧と一緒に帰ってくるんですよ。そういう漁業者を守らないで、何を守るの。

大きな資本の下、取りあえず我慢してもらうのは不正解じゃないかなと思いますけれどもね。資源には関係ないかもしれないですけども。

○三浦委員 はい、本当に賛成です。日本全国を移動しながら操業するかつお・まぐろ漁業を守らなければ、日本の漁業はどうするんだと思います。日本全国を旅するイカ釣り漁業とカツオ・マグロはえ縄漁業をしっかりと守っていくことは重要だと考えています。

○日吉特別委員 日本の漁業文化ですよ。こんなところで文化と言ったら場違いかもしれないけれども、大切なことだからね。日本の文化だと思います、漁業の。

それがいいなら、国がそういうことはもういいよと、その人たちはもうフェードアウトしていったらいいなら、そういう政策をやればいかがですか。だけど、その捨てたものは大きいですよ。沿岸のコミュニティーとかの捨てるものは大きいですから。日本海で1点、2点、大中まきが大型を降ろすのはワタを抜くような関係があるんでしょう。だからそれはしょうがないかもしれませんが、主に太平洋側には1箇所、日本海側に1箇所ぐらいですよ。点みたいな話ですよ、経済効果的に言えば。

以上です。

○木村委員 皆さんのお話を聞いていて、前回、私ちょっと一つ申し上げたことがあって、国の留保枠を大幅に引き上げて、今言った混獲の問題だとか、結果として入ってしまった、それを逃がさずに漁獲してしまう方策を国の留保枠で賄ったらどうか、一本釣りの問題だとかも含めて。そのときには遊漁の問題も少し言いましたが、国の留保枠を大きくしたらどうかという提案を申し上げたんですが、委員の方々からも、いや、それはいいんだと、この中の最初の配分の中でやってほしいという御意見があってそれは漁業関係者の生の声ですから、なるほどと私は思いましたので、留保枠がどのくらいになるかまだ分かりませんが、私自身は納得したわけです。

その中で、今回は水産庁から多分そのことも配慮しながら、沿岸の漁業の枠とかをよく考えるようにということで増枠の対応というのが、かなり前のバージョンに比べてかなり

突っ込んでおり、言葉尻なんですけれども、やはりこういう文書はとても重要です。私自身は、水産庁はかなり、そのことを考慮したものになっているものだろうと思います。なので、まず定置だとか一本釣りも含めた中の混獲の問題は、まずこの文書の中で一定と言わずにかなりの配慮がなされると思って、私はこれを今読んでいます。

あとは、まき網と沿岸との問題はもちろんあって、先ほどのいろんな資料がありますけれども、あの資料そのものは、もちろん国際的な機関で取り決められたものであるから、一定の科学的な信頼度を持って取り扱われています。しかし、決してそれを余り独り歩きさせてしまうような議論というのもどうなのかなと、私は今思っています。

ということで若干私自身も内容を整理したいので、今いろいろと漁業関係の委員の方から御指摘いただいた点を踏まえて、水産庁は、12月11日の会議のときに、具体的な数字を持って提案されるということで、よろしいでしょうか。

○山川部会長 水産庁、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、木村委員からの意見について、正に12月11日の水産政策審議会に配分の数字の案を御審議いただくという、その数量の案というのは「配分の考え方」に基づくものですので、それでもって正に今日、委員が整理していただいたことを数字という形でどうやって表わされているのかということを踏まえて、分科会では御議論していただく、審議していただくということになります。

○木村委員 もう一点。それに応える形で、いいですか。

山川さん、いいですか、しゃべって。

○山川部会長 はい。木村委員、どうぞ。

○木村委員 そうということなので、そのときには今の意見も、いろいろな意見をいろいろとそしゃくして具体的な数字があるということだと思います。

そういう意味では僕自身は国の留保枠を有効に使った方がいいんじゃないのかなという提案を実はしていたんですが、必ずしもそれはそうではないならば、かなりフィックスした数字が、沿岸だとかまき網だとかいろんなところで出てくるはずですので、やはりその点を配慮した形で、是非11日までの議論を更に深めていただきたいというのが水産庁に対する私からの要望です。

○山川部会長 ただいま木村委員から御意見頂きましたけれども、今度、実際に次回の水産政策審議会の中で提案いただく数字には、ただいま委員の方々から頂いた御意見が反映されたものになるんだろうということ、期待しているというお話ございましたけれども。

今日頂いた御意見の中で、配分の基本的考え方の中にもう少し文言として付け加えた方がいいんじゃないかとか、何かそういったことはございますでしょうか。

日吉委員からは放流について書いてないのはいかなものかという御意見がございましたけれども。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

そういう意味ではもう一つ大事なものとすると、これから、「配分の考え方」に基づいて配分の案というものをお示しさせていただきます。ここでは、くろまぐろ委員という形ですけれども水産政策審議会の委員又は特別委員という立場で、配分の案について御意見を伺うことになります。その中で「配分の考え方」の案に必要な改正が生じるものがあれば、それを加えた形で水産政策審議会にお諮りさせていただくという、それを条件として、「配分の考え方」の案を扱っていただくということになるのかと考えます。

現時点でできますかと言われると、「できる」、「できない」、いずれも回答としては適切ではないという気がいたしますので、木村委員から頂いた考えを借りますと、11日までの間に必要な調整を行い、要すれば「配分の考え方」の案に反映させていただくというチャンスを事務局の方に与える形で、今日取りまとめていただけるとよろしいかなというのが、私の回答です。

○日吉特別委員　木村委員がスケジュールのことを今指摘していただいて、ちょっと分かったことがあるんですけども、非常にタイトなスケジュールで、今日が26日で、T A C 会議が9日でしたっけ、来月の。そこで数量が出るんですね。水産資源部会が11日ですよ。非常にタイトですよ。ここで、漁師言葉で申し訳ないですが鉛筆なめなめもできないようなタイトなスケジュールだと思うんですけども。

是非、今言ったこと、齋藤委員を含めて、三浦委員、私もそういう配慮してくださいと、青木さんも定置に配慮してくださいという意見を頂いたり、非常にうれしいんですけども、もう一回戻りますけれども、そのときには、さっき木村委員がおっしゃった、確かにこの漁獲インパクト、要は各漁業が親魚に対して与えた影響の割合というのは、そうですよね。でも、前回のこのまぐろ部会に出た話なんですね、インパクトは。僕が今日初めて言ったことじゃなくて。でも、いろいろこれ調べていくと、もう一度言いますけれども、このやつに則って。

いいですか、もう一回言わせてもらって。要は1995年ぐらいから、いきなりぐっと伸びている漁業があって、それが2013年頃、三田会館の頃にはレッドリストと言われて、みん

な、全国から漁業者が集められました。多分500人とか600人いたと思う。あんな会議、今まで見たことない。そこには水産庁のお歴々が全部いて、いろんな説明して反感もあったりやり取りもあったりして、この管理が始まりました。もしそのときにこのインパクトのこのやつがあれば、僕ら沿岸はこれで闘ったと思います。でも、そのときはこれは知らなかった。今でも多分、漁獲インパクトを知っているという漁業者はほとんどいないかもしれない。僕はたまたまこんなところに来たから、これを知ったわけで。

2015年から管理が始まって、10年間しかまだ管理していません。ということは、先ほど聞いたら20年生きると、マグロが。だとしたら、ただここには、ちょっともう一回言います。果実がちょっと実ったところ、それにインパクト比が高い漁業にいきなりそれを僕らより多くやるのは納得ができない。この数字が全てではないことは、もう重々に承知です。こんな数字なんか全てじゃない。研究しているものなんか、僕は漁業者、漁師だから、全てじゃないものはいっぱいありますよ、水研で上げてくるものだって。それは分かっているんですけども、一応その国際交渉ではこれを大きな教科書みたいにして使ったんだから、これと同じ見方でやってください。まだ、たわわに実はなっていない。

ちょっと心配するのは、マイワシも皆さんはいると言うグループもある、サバもいると言う人もいる。だけど絶対いないよ。餌がないから、必ず大きくなれない。マイワシも、もう前回の資源部会ではマイワシは下り基調にあるという何か、水研から初めて出ました。僕ら3年ぐらい前から、それに気が付いていた。僕だけじゃないですよ、日本中の定置の漁業者は定点で観測しているから。サバももっと分かっていました。

今心配するのは、親魚になっても餌がないですよ。サバの子サバもないですよ。マイワシもなくなったら、そんな簡単に、このISCが報告しているみたいに、先ほど三浦さんが出したみたいな、あんなうまくいくわけじゃないですよ。簡単じゃない。将来の予測なんかやったって。そうですよね。餌がないから。イカもいないじゃないですか。マグロの大好物ですね。餌がなければ、こんなうまくいかないよ。ここはデスクだけの話よ。

是非、沿岸に配慮した数字を真剣に考えて、11日には出していただきたいと思います。

何度も重複して、すみませんでした。

○青木委員 青木です。

ちょっと要望なんですけれども。前回のくろまぐろ部会で漁獲インパクトの絶対値の表を付けていただいたんですけれども今回なくなっていたので、今度TAC委員会ですとか資源管理分科会的时候は、その表を加えていただければと思います。

インパクトという意味で、先ほど三浦委員から指摘していただいたWCPFCで40年後インパクトが変わらないという、それをちょっと私、目にしていないんですけれども、令和5年ですと、小型魚はまき網の3倍、沿岸さんが獲っていらっしゃるんですよ。そういったバランスが昔と変わってきているところで、本当にそうなのかなという個人的な疑問はちょっとあったりはするんですけれども。この漁獲インパクトの、今までのインパクトの表というのも絶対値で見れば見方も変わってくると思いますので、表は付け加えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山川部会長 委員の方々から様々な御意見頂きましたけれども、今回頂いた御意見を基に、資源管理分科会、11日までに、もし配分の考え方に関する文書に何か修正を加えるべきところがあるのであれば修正していただき、委員の方々から出た御意見を勘案いただいた上で具体的な配分の数字をお示しいただくということで。今回はこれで認めるという形でいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤委員 配分の考え方の議論は、やはり最後は、今いろんな方の御意見が出たわけなんですけれども、それらの要望がどこまで入れられるか具体的な公平、公正な配分が出た上で、その配分に合わせて、考え方を合わない部分は変えるとか。そういったやり方でないと、現状どういった配分がされるか、どういったトン数が出てくるのが分からない中で、曖昧な「配慮する」とか、その曖昧な中で、曖昧な大ざっぱであるが故にいいのかということもありますけれども、後付けで配分されたトン数に説明が合わないところは、配分の考え方を変えればいいのではないかなと思います。その上で、また告示案も変わってくるんだろうと思います。それでいいのではないかなと思いますけれども。

ともかくもう一遍、沿岸漁業と同様な経営でかつお・まぐろ漁業やっておりますので、その辺は同様の配慮を願いたいということをお願いいたします。

○山川部会長 では、11日まで非常に……、日吉委員。

○日吉特別委員 もう一回確認すると、9日にちゃんとした数量が出ると。それについては、もうタイム的に多分変更はできないですよ。スケジュール的には、ほぼ無理だと思う。

○資源管理推進室長 はい。

○日吉特別委員 もう一度くだいですが「放流」という言葉を是非入れてほしいということと、沿岸に配慮するということは頂いているんですけれども、配慮も数値的になっているわけじゃなくて1でも配慮だし9でも配慮だし、それは10でも配慮だし5でも配

慮ですよね。その配慮は水産庁を御信頼してお任せしますから、沿岸としては。

是非、その配慮という言葉にのっとして、また「放流」という言葉もどこかでは入れていただきたいと思います。

以上です。

○三浦委員 今、齋藤委員が言ったことと日吉委員が言ったことは、相反する内容でしたが、12月11日に漁獲枠の数字が示された中で、配慮などの意味合いが違うものについては、その後に考え方も含めて変えていくことができますよねと齋藤委員が言って、はい、そうですねと言って、日吉委員が言ったときには9日にちゃんとした数量が出るともう変えられませんよねと言ったら、はい、そうですよと。

水産庁はどちらなのか、はっきりしないと我々は判断できませんので、回答をお願いします。

○山川部会長 ただいまの御意見いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。すみませんでした、混乱させちゃいまして。つい話し言葉で…失礼しました。

プロセスで申しますと、今度11日の日に配分の案と「配分の考え方」の案です。ここで取りまとめたものですね。それと、資源管理基本方針の一部を変更する告示の案を審議していただくことになります。なので、「配分の考え方」の最終案に至るまでに、配分の数量を含めて話をさせていただいて、数量の案、これで資源管理分科会に諮ろうというものが出来上がった中で、もし「配分の考え方」の案に、正に齋藤委員がおっしゃったとおり必要な改正が生じる場合には、そこを変えていくということで、11日の日には、そういった我々としての最終案をお示ししていくことになります。

○山川部会長 よろしいでしょうか。

では、非常にタイトな日程ではありますが、最終案を取りまとめる過程でそれぞれの委員の方々からの御意見を勘案いただいて、最終案を御提示いただくということでよろしく願いいたします。

議題の（２）につきましては、まず大前提として、WCPFCの北小委員会の結果が年次会合で採択されたという前提がまずございますけれども、そういった前提がかなえられたという条件の中で、今後、必要な部分について文言の修正ないし配分の数字を水産庁の方から最終案として御提示いただくということで、今回のこの内容につきましては了承いただいたということで、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

あと、字句の修正とか変更があるかもしれませんが、そのときには部会長の私もその案を見て、もし必要な場合には委員の方々にも御相談申し上げるということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかに発言はございませんでしょうか。

では、議題（３）のその他に入っていきたいと思います。

何かございますでしょうか。

では、今後の進め方について事務局から説明をよろしく願いいたします。

○漁獲監理官 ありがとうございます。

資料の６を御覧ください。ただいまの議論の中で部会長からの取りまとめも頂いたところでございますけれども、今後のスケジュールでございますが、本日この11月26日が第12回のくろまぐろ部会が開催されまして、明後日28日から12月３日までW P C F Cの年次会合が開催されまして、増枠について正式に決定される場になるということになります。

それを受けまして12月９日のT A C意見交換会で、現時点でのその配分の考え方に基づきまして、本日の議論も踏まえて当初配分の数量を御説明して、通常のT A C魚種と同じようにT A C意見交換会を開催する予定としています。

その後、12月11日の開催予定の資源管理分科会で、今回の配分の考え方を部会の方から資源管理分科会に報告するという形を取った上で、審議、議決を経て決定されるということになります。併せて基本方針それから当初配分数量についても、11日の資源管理分科会で諮問、答申という手続を取っていききたいということを考えているところでございます。

それを踏まえまして、2025年１月からの大臣管理区分の令和７管理年度の開始、４月からの都道府県分の令和７管理年度開始という形になろうかと思います。

事務局の方から以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

では、以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。これをもちまして、本日のくろまぐろ部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後３時１１分 閉会